

○『皇學館大学紀要』編集要項

1 編 集

研究開発推進センター（以下「本センター」という。）がこれを担当する。

2 編集主任

研究開発推進センター長がこれに当たる。

3 編集方針

- (1) 執筆者は本学の専任教員（助手を含む）及び名誉教授とする。ただし、共著の場合は、第一著者を本学の専任教員（助手を含む）又は名誉教授とする。
- (2) 年度初めの教授会で執筆者を募る。
- (3) 原稿締切は9月末日正午までとする。
- (4) 原稿は本センターに提出し、編集主任が指名した編集委員が取りまとめる。
- (5) 原稿の長さは和文の場合400字詰原稿用紙100枚以内、欧文の場合はフールスキャップダブルスペース40枚以内とする。写真・図版は必要最少限に留めること。
- (6) 投稿原稿には「表題」「著者名」「要旨（800字程度）」「キーワード（5項目程度）」「英文タイトル」「英文サマリー（400words以内）」「英字キーワード（5項目程度）」「ローマ字表記著者名」をつけるものとする。
- (7) 論文の排列は本センターで決定する。
- (8) 活字の大きさは、本文9ポ、注8ポとする。
- (9) 校正は原則として3校まで執筆者が行う。

4 配 布

- (1) 執筆者に各2部（ほかに抜刷50部－それ以上は執筆者負担）執筆者以外の教員及び名誉教授には各1部とする。
- (2) 彙報欄に略歴、研究業績等を記載された「前年度退職教員」に各1部とする。
- (3) 特に希望する事務職員等があれば、申し出に応じて配布する。
- (4) 学外への寄贈・交換・学内頒布その他については別に定める。

5 保 管

- (1) 残部の保管は出版部がこれに当たる。
- (2) 各号の永久保存はそれぞれ10部とし図書館がこれを保管する。

6 著作権

皇學館大学紀要（以下「本紀要」という。）の編集著作物としての著作権は、本センターにあるが、投稿原稿の著作権は各投稿者にある。

なお、本センターが本紀要を復刻、論文等をインターネット上で公開、又は電子記録媒体で配付する場合は、投稿時点において投稿者の承諾を得たものとして著作料は支払わない。

7 編集要項の改廃

この編集要項の改廃は、教学運営会議が行う。

附 則

この編集要項は、昭和59年6月21日から施行する。

附 則

この編集要項は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この編集要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この編集要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この編集要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この編集要項は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この編集要項は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この編集要項は、平成29年7月12日から施行する。